

屋外広告物等の基準

種 類	最大許可期間	面 積	幅・高さ等	その他の要件	手 数 料	
広告塔	路上広告塔	3年		高さ=2m以下		1基又は1個につき 広さ5㎡まで 1,500円 広さ5㎡を超える部分につき、5㎡まで ごとに 750円
	屋上広告塔	3年		高さ=設置する建築物・ 工作物の1/3以下で、上 端が地上から46m以下	永久構造物	
	一般広告塔	3年		高さ=30m以下（木造は10 m以下）	道路の交差点から20m以上離れた箇所に設置	
軒下広告物						1基又は1個につき 広さ5㎡まで 1,000円 広さ5㎡を超える部分につき、5㎡まで ごとに 500円
壁面直接設置	3年	設置壁面面積の1/2以下	長さ=設置壁面の同一方向 の長さを超えない	道路上に突出しないものであること。		
突き出し平行配置	3年	設置壁面面積の2/3以下 でかつ20㎡以下	長さ=設置壁面の同一方向 の長さを超えない	道路上に突出しないものであること。		
突き出し垂直配置	3年	10㎡以下	設置壁面から垂直方向に1m 以上突出させない。	道路上に突出しないものであること。		
屋上広告物						1基又は1個につき 広さ5㎡まで 1,500円 広さ5㎡を超える部分につき、5㎡まで ごとに 750円
洋風屋根設置	3年		縦=3m以下 横=屋根幅2/3以下	永久構造物 屋根面に直描しないもの		
和風屋根設置	3年		縦=2m以下 横=屋根幅の2/3以下で広告物 の上が大棟の高さを超えない	永久構造物 屋根面に直描しないもの		
立看板	30日		縦=2m以下 横=1m以下 高さ=30cm以上の脚を有する	提出期間30日以内 道路上に設置しないこと 高さ30cm以内の足を有すること	1個につき250円	
建植広告物	3年	30㎡以下	上端が地上から6m以下	著しい変形でないこと 上下二段以上の複合でないこと	1基又は1個につき 広さ5㎡まで 1,000円	
へい垣広告物	3年	へい垣面の1/2以下	上端が高さはへい垣の高さを 超えない	2個以上並べて設置するときは、その上端が 同一の高さであること。 へい垣面に直描しないものであること。	広さ5㎡を超える部分につき、5㎡まで ごとに 500円	
アーチ広告物	3年		縦=2m以下	設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域	1基又は1個につき 広さ5㎡まで 1,500円 広さ5㎡を超える部分につき、5㎡まで ごとに 750円	
気球広告物	3年		球形=直径3m以下 網の長さ=45m以下	ネット面に広告物を設置すること 補助網を用いること	1個につき 750円	
横断幕	3年		縦=1m以下	設置場所は繁華街又はこれに準ずる地域	1張につき 250円	
幕広告物	3年		長さ=11m以下 幅=1.5m以下	幕は布地を用いること	1張につき 250円	
はり紙	30日	1㎡以下	1辺1m以下	掲出期間は30日以内 著しい変形でないこと	100枚までごとに 300円	
上記のいずれにも該当しない場合 その他の広告物		規定なし。京都府からの委譲時資料では、は、上記の種類の規定を併用する。			電柱広告物、街灯柱広告物 1個250円	